

防府市D X・カーボンニュートラル導入資金融資要綱

令和5年4月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）のD X（デジタルトランスフォーメーション）及びカーボンニュートラルに資する設備の導入に必要な資金を融資することによりD X及びカーボンニュートラルの推進を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる者
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者
- (5) 当該事業に係る必要な許可又は認可を受けている者
- (6) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

(融資金の用途)

第3条 融資金の用途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資対象設備)

第4条 融資の対象となる設備は別表のとおりとする。

(融資条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1, 500万円
- (2) 融資利率
 - イ 償還期間5年以内 年1. 5%
 - ロ 償還期間5年超 年1. 6%

- (3) 保証料率 保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間
 - イ 運転資金 7 年以内
 - ロ 設備資金 10 年以内
 - ハ 特定設備資金（土地、建物の取得、申込入所有建物の新增改築）
10 年以内
 - ニ 運転資金と設備資金の併用 10 年以内

- (5) 返済方法
 - イ 月賦償還を原則とする。
 - ロ 運転資金は、12 か月以内の据置期間を置くことができる。
 - ハ 設備資金は、24 か月以内の据置期間を置くことができる。
 - ニ 特定設備資金は、24 か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。ただし、特定設備資金の融資の場合は原則として徴収する。

(8) 融資方法

- イ 償還期限 1 年未満手形貸付け
- ロ 償還期限 1 年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第 6 条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申

込書を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

（融資の審査）

第7条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（融資の決定）

第8条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

（保証料補給）

第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

（原資預託等）

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年３月１５日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

別表 1 D X 関連設備

区分	概要
対象設備等	○企業がデジタルによって自らのビジネスを変革することで、以下のいずれかに該当する事業計画を策定し、実行しようとするための設備投資 (1) 3年以内に付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が年率3%以上向上する事業 (2) 3年以内に経常利益が年率1%以上向上する事業

別表 2 カーボンニュートラル関連設備

区分	概要
対象設備等	○省エネルギー関連設備 照明、給湯、空調等の効率化または断熱性能の向上を目的とした設備、もしくは、燃料転換設備、熱電供給設備で、温室効果ガス排出量（CO₂換算）が既存設備比で10%以上削減できるもの（ただし、エアコン、冷蔵庫等のいわゆる家電製品は除く。また、LED照明等の照明器具の場合は、複数個所への設置に限る） ○創エネルギー関連設備 再生可能エネルギーを利用した発電設備または熱利用設備（ただし、発電設備については、全量売電を目的とした設備を除く） ○蓄エネルギー関連設備 蓄電池等の電力等のエネルギーを蓄え必要に応じて利用可能な設備（ただし、再生可能エネルギーと合わせて活用する場合に限る）